



自覚も新たに

一九二人が大人の仲間入り

本年度町内で成人に達した人は、男九五五、女九七人計一九二二人ですが、これらの人々の成人を祝う成人式は、帰郷者の便宜を考えて一月十五日の成人の日を待たず、一月三日に田代小学校体育館で挙行されました。

当日は約一三〇人が出席し、華やかな中にも厳肅な雰囲気の中に式典が行なわれました。
激動の中に生き抜き、輝かしい未来を創る重責を負わされた新成人に対して、心からの祝福と激励の辞をおくります。

二月のこよみ

6日(木)	蚕業協議会	19日(水)	所得税申告説明会
10日(月)	淡水魚料理講習	21日(金)	民生委員会
11日(火)	学芸会田小(中学年)	23日(日)	知事行政視察
12日(水)	建国記念の日	25日(火)	オリエンテーリング(田代町)
13日(木)	保育園遊戯会	26日(水)	農業委員会
15日(土)	学芸会田小(小学年)	27日(木)	確定申告相談日
16日(日)	学芸会(大原小)	28日(金)	事業税申告相談
17日(月)	郡青年団駅伝		春の火災予防運動(三月十三日まで)
18日(火)	地域振興審議会		
	町婦人大会		
	緑豊会総会		

三月一日 町内親子駅伝大会

総事業費一六億

後期過疎計画決まる

昭和五〇年度から五四年
度までの後期過疎計画は、
去る十二月の町議会におい
て可決成立しましたが、そ
の概要は次の通りとなつて
います。

一、振興の基本方針

典型的な山村型農村の地
域の特性と資源を生かした
特色のある産業の振興をは
かると共に、生活環境施設
を整備して、若者が希望が
もてる「豊かで楽しい町」
をつくる。

二、基本的施策

(交通通信体系の整備)

町道については、舗装率
五〇％を目標として、二級
町道及び一般町道の内、主
要路線の整備をはかる。農
林道については、農林業振
興計画との関連を考慮重点
的に整備をすすめる。

また、電話の自動化実現
を促進する。

(教育文化施設の整備)

義務教育施設については、
大原中学校の校舎の整備を
行うと共に、中学校の給食
施設の整備を行う。

町民の集会施設として、山
村開発センターを建設する。
(生活環境施設)
遠く土地の要保育児の通
園対策を行う。
老人福祉施設として「老
人いこいの家」を建設する。
公営水道については、給
水区域の拡張をはかると共
に、大原地区の簡易水道を
公営に移管する。
消防施設については、詰
所、消防ポンプ、水利の整
備をはかる。

(農林水産業の振興)

農林業については、安定
した自立経営農家の育成強
化を基本目標として、農家
の経営基盤の整備、基幹作
目の生産団地造成、土地基
盤整備事業の実施、農業労
働力対策を推進する。
林業については、林家の
林業収入を高めるため、第
二次林業構造改善事業の実
施、ひたけ栽培の普及を
はかる。

水産業については、にじ
ます養殖を中心とした、内
水面魚業の振興をはかる。
観光レクリエーションに

過疎計画事業費

(単位万円・%)

区 分	前 期		後 期	
	事業費	比率	事業費	比率
1.交通通信体系の整備	22,314	33.3	62,265	38.7
2.教育文化施設の整備	15,950	23.8	28,000	17.4
3.生活環境施設等の整備	4,660	7.0	9,300	5.9
4.農林水産業の振興	24,071	35.9	60,960	38.0
計	66,995	100.0	160,525	100.0

すなわち、後期計画は総
事業費において前期より約
九億三千万円の増となつて
おりますが、これは交通通

信関係及び農林業関係が何
れも前期に比べ二・五倍、
二・八倍に当る大巾増によ
るものです。

各事業区分毎の事業の概
要は次のとおりです。

(1)交通通信施設
(町道)
舗装一五線 延長二二、〇
〇〇メートル
(農道)
舗装六線 延長七、〇〇〇
メートル
新設二線 " 三、一〇〇
メートル
改良一線 " 一、二〇〇
メートル
(林道)
新設二線 " 五、二〇〇
メートル
改良五線 " 六、九〇〇
メートル

(2)教育文化施設
危険校舎改築(大中)
鉄筋四〇〇㎡
山村開発センター
鉄筋一、二〇〇㎡
町民武道館 四五〇㎡

(3)生活環境施設
老人いこいの家一六〇㎡
消防自動車一台 小型消
防ポンプ三台外
大原地区簡易水道整備
(基盤整備)
(4)農林水産業
飼糧畑造成 七地区
茶園造成 七地区
桑園造成 二地区
一七ha

水田圃場整備 五地区
二二ha
(経営近代化施設)
肉用牛共同利用畜舎十ヶ所
" 集団肥育施設一ヶ所
水稲共同育苗施設
壮蚕共同飼育施設
緑茶共同加工施設
椎たけ共同乾燥施設
淡水魚養殖施設
(観光レクリエーション)
花瀬町民公園 四・五ha
奥花瀬ます釣場
中央運動場 二・〇ha
町民プール 一ヶ所

田代町振興大会

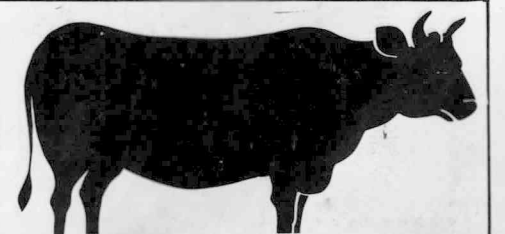
2月25日 午前10時

田代小体育館

多数の参加を!!

家畜共済

事故は未然に防止し
もうかる畜産に努めましょう
多頭飼育も共済で不安なし



教育委員に瀬口六男氏

十二月定例議会

十二月定例議会は、去る
十二月二十日に招集され、
二五日に閉会されました。
今回の議会に提出された議
案は、教育委員会委員選任
の件、四八年度決算認定の
件及び重度心身障害者医療
費助成条例など、条例五件、
補正予算三件その他合せて
二〇件が審議されましたが、
そのうち決算を委員会付託、
陳情一件を継続審査したほ
かは、いずれも原案どおり
可決されました。

今回、可決された主な議
案の概要は次のとおりです。

一、教育委員会委員及び固
定資産評価審査委員会委
員の選任について

教育委員会委員に柴立の
瀬口六男氏、固定資産評価
審査委員会委員に池野の川
路義彦氏を選任することに
それぞれ同意されました。

二、重度心身障害者医療費
助成条例

この条例は、重度心身障
害者の医療費の無料化をは
かるうとするもので、四九
年十月分以降、患者が支払

寒風について

消防出初式



日を遡って、平均三二・四
％引上げようとするもので
給料表の改正、扶養手当、
通勤手当などの職員手当の
改正が主な内容となってい
ます。一般職員の給与の改
正に伴い、三役、議会議員
などの報酬も一般職員に準
じて改正されました。

昭和五〇年度消防出初式
が、一月九日田代小学校庭で
行なわれ、寒風の中で堂々
とした分列行進や、迅速機
敏なポンプ操法、それに放
水演習では、団員それぞれ
びしゅぬれになったの熱演
でした。

また、当日の表彰は次の
とおりです。

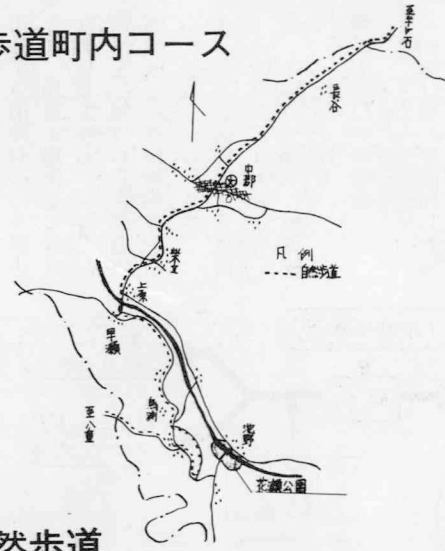
◎日本消防協会表彰
▽精績章 金子 貢
◎鹿児島県消防協会表彰
▽精績章
内園武義 山下鈴夫 柳
田辰次 大浦地光徳 白井
利行 松崎松男 松崎満雄
田中光夫 下脇勇吉 小川
典与 山野成夫

◎鹿児島県知事表彰
▽勲功章
山添清治 宮前正 堀ノ
内四男 小梅枝初 南義弘
無原幸男 平石進
◎鹿児島県消防協会肝付地
区支部表彰
▽一五年勲功章
宮園猛 鶴園実 無原郁
弥
▽一〇年勲功章
吉園正秀 平石進
◎町長表彰
▽退団者
鶴園末吉 有里虎二 柳
田清三 小園哲郎 平石進
久保豊 松崎松男 富尾道

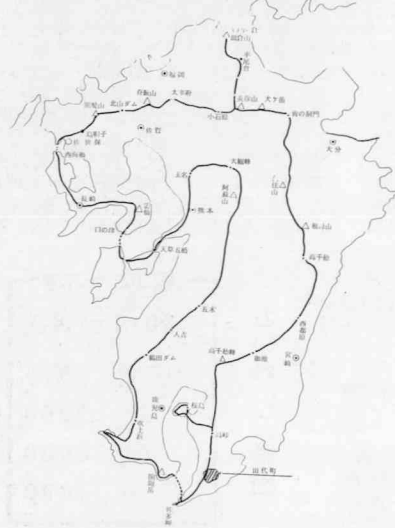
本町の精米業者として、
次の方が登録されました。
(氏名) (住所)
元丸 照彦 猪鹿倉
湯ノ谷奎二 山下
川元 敏 大原
舞原 清武 大原
前田 伊蔵 大崎
前迫 優 平石
安山 傳蔵 東中郡
川前 清文 池野
尾ノ後幸一郎 表木



九州自然歩道町内コース



九州自然歩道 コース主要経由地



太陽とみどりの九州は、日本列島の中で最初に黒潮に洗われる島であり、恵まれた気象条件のもとで育かれた美しい自然と豊かな歴史は、日本人のふるさととして古くから親しまれています。

しかしながら最近、都市化の進行、開発等により、

九州自然歩道

町内コース内定

自然環境及び生活環境は年々悪化しており、人々の自然に対する欲求は、極めて強くなっています。

このような人々の欲求に答えるため、自然の中で国民の健全なレクリエーション活動を促進するため四九年度から、五ヶ年計画で、「九州自然歩道」が整備さ

れることになりました。

歩道は九州内の国立公園、国定公園、県立自然公園及び著名な高原、山岳、海岸文化財等を結び九州を一周することになっています。

又、歩道には指導標、案内板、休憩所等の付帯施設も設けられることになっています。

九州自然歩道のコース及びその内、町内のコースは別図のとおりとなっています。

町内コースについては「花瀬公園」が通過地になっており、今後、花瀬公園の名声九州はもろろ全国に広がるのが期待されています。

限られた国土を生かして使うため 国土利用計画法が制定されました

三千万平方キロメートルの日本の国土は、億を越える国民にとって、生活や生産の共通の基盤であると共に、かけがえのない資源でもあります。

この法律の主なねらいは次の三点となっています。

1. 国土の計画的な利用をはかるため、国土利用計画及び土地利用基本計画を作る。

2. 地価の安定をはかるため、土地取引の規制を行う。

3. 遊休土地の活用をはかる。

以下、その概要を説明します。

1. 国土利用計画及び土地利用基本計画、市町村計画の三つの計画からなり、何れも①国土の利用につ

いての基本的な方針、②国土の利用目的毎の規模配置③及びその達成のために必要な措置等を定めることになっています。

土地利用基本計画は、都道府県知事が次の区分毎の地域を定め、これらの地域の利用調整について必要な事を定めることになっています。

【注】

一、都市地域
二、農業地域
三、森林地域
四、自然公園地域
五、自然保全地域

本町の稲尾岳は、自然保全地域として指定される見込です。

2. 土地取引の規制

地価の安定をねらいとした土地取引の規制は、次の二つの方法によって行なわれます。

(一) すべての土地取引に許可が必要な区域

都道府県知事が、法律に基き、五年以内の期間を定めて指定した区域（指定区域という）内では、土地の所有権、地上権、賃借権の移転、設定はすべて許可制になります。（農地法等による場合は除外）

二〇歳の誓い

田中 晃



つくることによって明るい
雰囲気が生まれるのだと思
います。

インフレ、物価高、交通戦争と荒波の中で迎えた二〇才、成人とは一体何でしょう。大人の仲間入り出来る喜びと、自由と責任をあたえられたものです。

二〇才にかける大人の夢は大きいことでしょう。でも成人したからと言って昨日と今日が急に変わるものではなく、一日一日を大事に現代青年として、社会人として仕事に力づくりに勉強にと力を入れて行きたいと思っています。

大人がつくる社会、明るい人間関係、豊かな郷土づくりにたいせつな事は、人と人との和だと思ふ。家庭の和、友だちとの和、和を

和を

山崎 裕子



先日は、私達成人者の為

成人になり、自分に今までとちがう何か新しい責任を感じている。二〇才になって、農村の一青年の感想をのべました。

に、かくも盛大に成人式を挙行されましたことに對して、厚く御礼申し上げます。

実は、私は成人式の日に感想発表をしてくれと頼まれた時、私みたいなのがこんな重要な日の発表できるのかと、何べんも思い悩み、本当に私がみんなの前で発表できるかと言うことが、とても不安で前の夜はねむれないくらいでした。

ところが、両親に成人式にでなければ、いつまでたっても成人できないなどと言われ、又、私も友達が全部帰ってきて、成人の仲間入りしようというこんなうれしい日に、私一人だけが出席できないなんて、自分自身ががっかりしてしまいました。だから勇気をもって成人式にでました。

でも、私にとっては、生涯忘れることのできない青春のよき思い出として、アルバムの一頁を飾ることができました。

私達は、いままでも両親又は、いく多人々のあたたかい愛にはぐくまれ、本日を迎えることができましたが、本日から私達は成人としての第一歩を踏み出すことができました。喜びで胸はいっぱいです。又、一方不安もわいてきます。

成人式を迎えての私達には、これから一人の人間として、自分の言動には、責任と義務が課せられることになります。

私達は、今の世の中をになうにたるべき、豊かな教養と高い情操をもって、高度な社会人になり、この責任を最後まで全うしなくてはならないと思います。

社会はいま、私達に何を望んでいるのでしょうか。そのことを深く認識してそれに向って、慎重に行動し、後悔のない人生を送らなくてはならないと思います。

「若い血気盛んな時代」それが今の私達です。でも月日のたつのは早いものです。時期は決して待ってられません。勇気と慎重な判断で、世の中の期待を裏切ることなく、行動しなくてはならないと思います。

この時こそ、自分のやりたと思うことを存分にやり、何事も「なせばなる、なさねばならぬ何事も、なさぬは人のなさぬなりけり」という言葉のごとく何でも自信をもってやらねばならないと思う。

これからは、前に述べた

田代高校に屋内運動場



雨天のたびに、体育の授業やクラブ活動に支障のあった田代高校に待望の体育館が建設されることになりました。

昨年の11月から工事が始まった田代高校体育館は、順調に工事も進んで六月には完成の見込みです。



ような事を胸にききみ、堂々と胸をはって、社会の為に貢献し一隅を照らしたいと思ひますので、これから私達を暖かい目で見守りよろしく御指導して下さいますようお願い致します。

技能を身につけ
将来をひらくために
身体障害者
職業訓練校の案内

身体に障害のある人たちに、その能力に適した職種について基礎知識と技能を習得させ、就職、自営を容易にして生活の安定をはかるとともに、産業発展に寄

①入校願書
②身体障害診断書
③健康診断書
④写真
⑤履歴書

また、募集期間は四十九年十二月二六日から五十年二月二〇日、願書締切日は五十年二月二〇日、選考日は三月上旬となっています。

(五頁よりつづく)

(一) 届出が必要な土地

前記(一)の「指定区域」外の区域で、次に該当する土地の売買契約を結ぶ(地上権、賃借権の設定を含む)場合は、事前にその土地の所在する市町村の長を経由して、知事に届出をしなければなりません。この場合届出をした日から六週間以内に土地の売買契約等を結ぶことは禁止されます。

① 都市計画法による市街化区域二千㎡以上

② ①以外の都市計画区域五千㎡以上

③ ①②以外の区域一万㎡以上

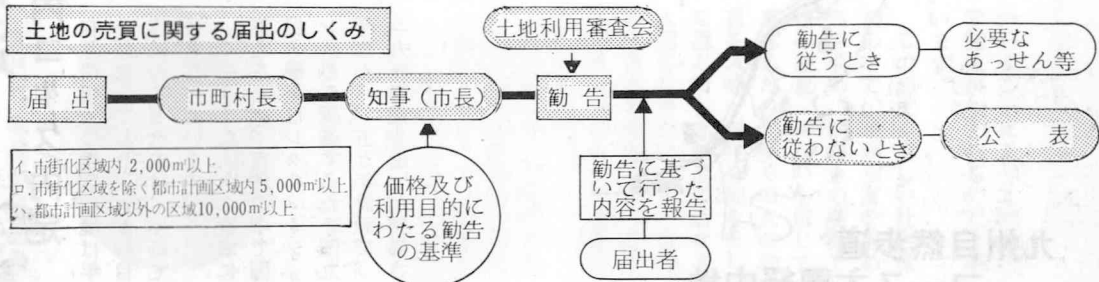
知事は届出を受理した場合は、届出の内容を審査し適正な土地利用を図る上に支障があると認めるときは六週間以内にその契約の中止、その他必要な「勧告」をすることができます。

3. 遊休土地の活用

知事は次の各号に該当する土地については、その所有者に「遊休土地」であることを通知する。

①前記2の(二)に掲げる区分毎の土地(本町の場合一万㎡以上)

②取得後、三年以上経過した土地



③ 利用されないでいる土地

遊休土地であることの通知を受けた土地の所有者は

その日から六週間以内に、その土地の利用、又は処分についての計画を、その土地のある市町村の長を経由して、知事に届出なければならぬ。

知事は右の届出の内容を審査して、必要と認めるときは期限をつけて、計画変更その他の勧告をすることができます。

「注」遊休土地の取扱いは昭和四四年一月一日以降に契約した土地についても、今後二年間は適用されます。

確定申告書の 説明会及び相談日

そろそろ税金申告の季節になりました。

一年間の所得と、それに対する税額は、自分で計算して税務署に提出することになっていきます。これは毎年、二月十六日から三月十五日までとなっています。

この期間、役場と税務署の税務職員が、納税者のために「申告書のかきかた」とか「確定申告の手引き」といったパンフレットを用意して、納税相談を行っています。

本町の確定申告説明会及び相談日は次のとおりとなっています。申告書の記載要領その他について、疑問のある方はぜひこの機会

人口のうごき	
50・1・1現在	
世帯数	1,515
男	2,260
女	2,630
総計	4,890

戸籍に関する情報は

ホームページ上では

掲載していません

火の用心!!

春の火災予防運動

(3月13日まで)

を御利用ください。

一、四九年分所得税確定申告の記載要領説明会

①開催日時

二月十九日

午後一時〜四時まで

②場 所

役場会議室

二、確定申告についての相談日

①開催日時

二月二十六日

午前九時〜四時まで

②場 所

役場会議室